

（別添1）

○文部科学省令第十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一百六十五条の次に次の二条を加える。

第一百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

一 卒業の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第百七十二条の二第一項第一号中「目的」の下に「及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針」を加え、同項第四号中「入学者に関する受入方針及び」を削る。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。